



2024年12月19日

各 位

会 社 名 **株式会社ツルハホールディングス**

代表者名 代表取締役社長 鶴羽 順

(コード番号 3391 東証プライム)

問合せ先 執行役員人事総務本部長 尾島 徳仁

(TEL 011-783-2755)

「過年度の当社連結財務諸表に関する誤謬が存在する可能性の判明」及び
「2025年2月期第2四半期決算発表の延期」に関するお知らせ

当社は、2025年2月期第2四半期の決算作業中に、会計監査人より指摘を受けたことにより、過年度の連結財務諸表に関する誤謬が存在する可能性が判明しております。これに伴い、2024年12月20日に予定しておりました2025年2月期第2四半期の決算発表を延期することといたしました。

記

1. 決算発表延期の理由について

当社は、2025年2月期第2四半期の決算発表に向けて準備を進めてまいりましたが、当期より会計監査人となった有限責任監査法人トーマツのレビューの中で、過年度の連結財務諸表において、転貸損失引当金の未計上及び店舗閉鎖損失引当金の未計上等に関して誤謬が存在する可能性があるとの指摘を受けております。なお、金額的影響額は、2024年5月期末に引き当てるべき額として、現時点において15億円から30億円ほどの指摘を受けておりますが、当社としては詳細につき調査を進めております。

当社は、これまで、店舗閉鎖に伴い転貸を実施している賃借物件において転貸による賃料収入が原賃貸借の賃料を下回る場合、原賃貸借と転貸借の期間が必ずしも一致しておらず、将来的に当該物件の使用態様が変更となる可能性があること、原賃貸借契約及び転貸借契約それぞれについて終了又は変更の可能性があること、転貸による見積賃料収入と賃借料の差額が当社の利益水準に照らして重要なものとは考えられないこと等の理由から、転貸借開始時点において転貸損失引当金を計上しておりませんでした。

また、店舗を閉鎖し空室となっている賃借物件について、将来的にどのような使用又は転貸等がなされるか未定であること、賃貸借の解約料の支払いや転貸によって発生し得る見積賃料収入と賃借料の差額が当社の利益水準に照らして重要なものとは考えられ

ないこと等の理由から、店舗閉鎖時点において店舗閉鎖損失引当金を計上しておりませんでした。

しかしながら、これらの引当金について、会計監査人である有限責任監査法人トーマツから前期以前に計上すべきであった旨の指摘を受け、当社のこれまでの考え方について説明し、協議を継続してまいりましたが、本日時点で協議が終了しておりません。

このため、当社は、2024年12月20日において2025年2月期第2四半期の決算の内容を確定できないため、その発表を延期するとともに、半期報告書の提出期限の延長申請についても並行して検討することといたしました。

2. 今後の予定について

新たな決算発表予定日は、会計監査人である有限責任監査法人トーマツとの協議の状況を踏まえ、決定次第速やかに公表させていただきます。

株主及び取引先をはじめ関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をお掛けいたしますことを深くお詫び申し上げます。

以上